

令和6（2024）年10月25日【金】

於 栃木県公館 大会議室

第188回 栃木県都市計画審議会

会 議 録

1. 開催日 令和6（2024）年10月25日（金）

2. 開催場所 栃木県公館 大会議室

3. 出席委員 15名

増田委員、藤島委員、大森委員、桎委員、荒井委員、  
青木委員、藤田委員(代)、岩崎委員(代)、安東委員(代)、  
難波委員(代)、早川委員、小菅委員、渡邊委員、螺良委員、  
木村委員

※(代)は代理出席であり、2号委員（関係行政機関の職員）については栃木県都市計  
画審議会規程により代理出席が認められております。

午後1時30分 開会

○事務局 それでは、ただいまから第188回栃木県都市計画審議会を開会いたします。

開会にあたりまして、県を代表して谷県土整備部長から御挨拶申し上げます。

○谷県土整備部長 皆さんこんにちは。開催にあたりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ本審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日ごろから本県の都市計画行政に御支援、御協力いただきまして、改めて御礼を申し上げます。

さて、1月1日に起きた石川県能登半島地震でございますが、その爪痕が残る中、9月の豪雨出水によりまた災害が起きております。今日のテレビでも報道されていましたが、復旧・復興にはまだまだ時間がかかる状況のようでございます。

県土整備部では、能登半島の復旧支援ということで、4月1日から石川県に技術職員を2名派遣しております。加えて、今年夏の豪雨がありましたので追加で4名、先日は山形県でも雨が降りましたので、山形県にも先日1名派遣したところでございます。引き続き被災地支援に全力で努めて参ります。

このような中、本県では、「とちぎの都市ビジョン」に基づき、次期プランとなります「都市計画区域マスタープラン」の策定を進めているところでございます。このような災害が多発する中、県民の皆様の命と財産を守り、災害に強いしなやかなまちづくりに市町と共に取り組んで参りますので、引き続き、各位の御支援、御協力をお願いしたいと思います。

さて、本日は、審議事項として、「都市計画道路の変更について」と、建築基準法第51条ただし書きの規定による「産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」の2件を御審議いただく予定になっております。

忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます、簡単ではございますが挨拶といたします。

どうぞよろしく申し上げます。

○事務局 本日の出席者でございますが、委員20名のうち15名に御出席いただいております。栃木県都市計画審議会条例第5条に定める定足数に達していることを御報告申し上げます。

それでは、本日の付議議案について御審議をお願いいたします。議事の進行につきましては、大森会長よろしくをお願いいたします。

○議長 それでは早速議事を進めさせていただきます。

まず議事録署名委員ですが、1番 増田康則委員、2番 藤島博英委員を指名させていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

本日の案件としましては、次第にございますように、付議案件が2件、報告案件が1件でございます。

また、審議会は、栃木県都市計画審議会規程第12条の規定におきまして、栃木県情報公開条例第7条に定めております、個人の権利利益を害する恐れがある事項などを審議する場合や、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合を除き、原則として公開となっております。本日は傍聴者の方はおられないということです。

それでは、第1号議案「足利佐野都市計画道路の変更について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いいたします。

○幹事（栃木県都市政策課長） 都市政策課長をしております日原でございます。

第1号議案について御説明いたします。タブレットで共有しておりますのは「議案書」の位置図です。

足利佐野都市計画道路のうち、赤で示しております1・3・1号北関東横断道路と、3・5・106号7丁目大前線の2路線について都市計画を変更しようとするもので、都市計画法第21条第2項「都市計画の変更」の規定において準用する同法第18条第1項「都道府県の都市計画の決定」の規定により、御審議いただくものでございます。

まず、画面上大きく横に伸びているのが1・3・1号北関東横断道路、いわゆる北関東自動車道です。本路線は県内54.8kmある北関東自動車道の一部を構成し、群馬県境の足利市鹿島町を起点とし、佐野市富士町を終点とする、延長約20.6kmの自動車専用道路です。

そこに交差するように、同様、赤いラインで表示してある路線が3・5・106号7丁目大前線です。足利市通7丁目を起点とし、足利市大前町を終点とする、延長約4.5kmの幹線街路です。

この交差する部分が今回変更するエリアとなりますが、渡良瀬川左岸、JR両毛線山前駅北側にあり、足利市役所から直線距離で約3km北西に位置しております。

次に計画書でございます。この計画書では、御審議いただく2路線の変更後の内容について記載してあります。

表の左端、種別欄の上段、自動車専用道路と縦書きで記載の欄が1・3・1号北関東横断道路で、下段、幹線街路と記載されている欄が3・5・106号7丁目大前線です。

路線ごとに名称、位置、区域、構造について記載しております。

構造に関する補足ですが、ほぼ中央の構造形式の欄の「地下式」とはトンネルなどが連続している区間をいい、「嵩上式」とは盛土や橋梁などで道路面が地盤の高さより5m以上高い区間をいいます。また、それ以外の区間を「地表式」として表示しております。

1・3・1号北関東横断道路は、「地下式」の区間が合計で約4,500m、「嵩上式」の区間が約16,130mとなります。3・5・106号7丁目大前線は、「地表式」の区間が約4,050m、「地下式」の区間が約450mとなります。

なお、今回変更した部分でございますが、1・3・1号北関東横断道路については、

構造形式の内訳の中、なお書きのうち、足利市五十部町地内、足利市山下町地内の地名を追加しており、北関東自動車道の一般道への連結部、いわゆるスマートインターチェンジを設置する場所の地名となります。

また、3・5・106号7丁目大前線については、右側の幅員の欄における14.5mから62.0mと記載した部分で、これまで14.5mとしたところを、法面構造部の幅が確定し、法面部を含めた最大の道路幅が62.0mとなるものでございます。

続きまして、都市計画変更の内容について御説明いたします。

御覧の位置図において赤の実線で表示している路線が、今回変更する1路線目、都市計画道路1・3・1号北関東横断道路となります。北関東自動車道は、群馬県高崎市と茨城県ひたちなか市を結ぶ、東北縦貫自動車道との重用区間約14kmを除いた延長約135kmの高速自動車国道であり、北関東3県の県庁所在地を連絡するとともに、関越自動車道・東北縦貫自動車道・常磐自動車道を連絡する広域的な幹線道路です。その一部を構成する1・3・1号北関東横断道路は平成23年に供用が開始され、この開通により北関東自動車道は全線開通となっております。

これ以降、北関東自動車道を軸に産業が集積し、本路線沿線においても工場立地が増加するとともに、物流拠点である佐野インランドポートが整備されるなど、輸送の効率化にも大きく寄与しております。

また、移動時間の短縮により観光地としての魅力向上や医療機関までのアクセス性の向上、多様なルート選択による災害時のリダンダンシーの確保や渋滞回避など、多様な効果をもたらしております。

一方で、本県においては高速道路のインターチェンジ間の距離が長く、高速道路が持つ多様な機能を十分に発揮できていない状況です。特に、太田桐生インターチェンジから足利インターチェンジ間は延長約10.3kmでございます。北関東自動車道の県内平均9.3kmと比較しても長く、両インターチェンジから足利市西部に向かうには、中心市街地を通過する、または渡良瀬川を渡河するほかなく、アクセス性等に課題があり、新たな連結箇所が必要です。

そのため、今回、1・3・1号北関東横断道路の都市計画を変更し、3・5・106号7丁目大前線との交差部である足利市五十部町及び足利市山下町に（仮称）足利スマートインターチェンジを追加するものです。

続いて、位置図において赤の実線で表示している路線が、今回変更する2路線目、3・5・106号7丁目大前線です。北関東横断道路と交差し、（仮称）足利スマートインターチェンジに連絡する都市計画道路です。全区間延長約4.5kmのうち、今回変更する区間は、右下図、青色破線の枠内で示す約1.1kmです。

この3・5・106号7丁目大前線は、一級河川渡良瀬川の左岸側における足利市街地西部の外郭を形成する都市幹線街路であり、北関東自動車道の新たな連結箇所へのア

クセスを担うほか、災害時のリダンダンシー確保や既存の市道三重小俣線や県道桐生岩舟線の渋滞緩和にも寄与することになる路線です。

本路線は、昨年度の2月に開催した第186回都市計画審議会にて、今回と同様の区間の幅員構成の変更について御審議いただいた路線です。今回は、7丁目大前線や当該路線に交差する（仮称）足利スマートインターチェンジの詳細な設計に伴い、道路を構築する上で必要な法面の形状等が確定したことから、法面部を含めた区域を追加変更するものです。

次に、こちらが1・3・1号北関東横断道路の「変更箇所の新旧対照図」です。今回の変更により新規に追加する足利スマートインターチェンジの区域をピンク色で着色しております。足利スマートインターチェンジは、北関東自動車道のパーキングエリアやサービスエリアを利用した連結ではなく、北関東自動車道本線から直接、図面横方向に伸びる3・5・106号7丁目大前線北側にアクセスするものです。本線への合流部や本線からの分流部を含め、変更する区域は、高速道路方向で長さ約0.6km、幅が約0.5kmの区域となります。

続いて、スマートインターチェンジのランプ部にアルファベットでA-A'と表示した部分の横断図を示します。変更計画の横断図になりますが、幅員構成は、車道が3.5m、路肩が2.5m、保護路肩が0.75m、中央帯が2.5mの合計16.0mの幅員となります。また、今回定める都市計画道路の幅は、図面左下の市道との兼用側溝から右下の管理用防護柵までの道路本線と道路法面を含めた区域となり、A-A'断面では都市計画決定幅が30.0mとなります。

次に、このスライドは、北関東自動車道と足利スマートインターチェンジ及び7丁目大前線の詳細図になります。本スマートインターチェンジはETC専用であり、緑色で示した線が入口、出口及び誤進入防止のためのバーとなり、矢印は進行方向を示しております。

なお、スマートインターチェンジが平面図上折れている部分の円形構造は、誤進入車両の円滑かつ迅速な誘導やスマートインターチェンジのコンパクト化などを踏まえ、設計車両であるセミトレーラー連結車に対応できるラウンドアバウトに似た半径18mの円形の進入・退出路となります。

続きまして、3・5・106号7丁目大前線です。ピンク色で着色した部分が新たに追加する範囲でございます。また、アルファベットでB-B'と表示した部分が都市計画決定幅を大きく変更する部分になります。B-B'の断面を含むピンクで着色したエリア及び、右側に2ヵ所のピンクエリアも同様の変更理由となります。いずれも小高い山が存在し、道路を構築するための切土及び切土法面の保護工が必要となるため、法面部を含めた区域を追加変更するものです。

こちらはB-B'の横断図です。現計画と変更計画案を新旧対照で表示しております。

図面下にある黄色のタイトルで表示された横断図が現在の計画幅員です。本断面における道路の幅員構成は、車道が3.25m、路肩が1.5m、歩道が2.5mの合計14.5mの幅員となります。今回変更する都市計画の幅は、現計画の14.5mの幅員に法面部の幅を加え、図面の上段にある赤字のタイトルの変更計画案のとおり、最大で幅員62.0mの区域となります。

次に、今回変更する1・3・1号北関東横断道路の新たなスマートインターチェンジの設置及び接続道路である3・5・106号7丁目大前線の整備による代表的な効果例を説明させていただきます。

足利市の人口の約3割が集中する足利市西部地区にお住まいの方々が太田桐生インターチェンジを利用して東北道へ向かう場合、交通が集中する渡良瀬川にかかる橋を通らずに高速道路へアクセスできるほか、渡良瀬川右岸の南部地区にお住まいの方々が東北道へ向かう場合、混雑する足利市の中心市街地を回避し高速道路へアクセスできるなど、利便性が向上します。

また、西部地区をはじめとする渡良瀬川沿川は、浸水想定区域が広がっておりますが、スマートインターチェンジの設置により洪水時における新たな輸送経路が確保され、西部地区をはじめ、足利市内の避難や復旧活動の迅速化、社会活動の早期再開が図られます。

さらに、第三次救急医療機関である足利赤十字病院へのアクセスにおいて、現状では混雑する橋梁の渡河や市中心部の通過が必要ですが、スマートインターチェンジの設置により、それらを回避したアクセスが可能となり、緊急搬送時間の短縮による人命救助に大きく寄与するなど、広域医療体制の充実が図られます。

なお、足利スマートインターチェンジは一日あたり2,800台が乗り降りするほか、高速道路本線も一日あたり600台増加する新規需要を見込んでおり、地域経済の活性化に寄与するものと考えております。

加えて、これまで太田桐生インターチェンジや足利インターチェンジを利用していた方々が足利スマートインターチェンジへ一部転換され、例えば、足利市の中心市街地を通る一般国道293号では、大月町付近で一日あたり約16,300台から約16,000台に減少するなど、混雑緩和の効果も期待されます。

1・3・1号北関東横断道路と3・5・106号7丁目大前線の2路線における都市計画変更の説明は以上となります。

なお、今回御審議いただく2つの路線の変更案につきましては、あらかじめ、都市計画法第17条に基づき、変更の案を令和6年9月6日から9月20日までの2週間、公衆の縦覧に供しましたが、意見書の提出はありませんでした。

また、都市計画を決定しようとするときは、同法第18案に基づき、あらかじめ関係市町村の意見を聴取することになっておりますが、関係市である足利市から、令和6年

10月11日付、「異存ない」旨、回答を得ておりますので報告します。

第1号議案の御審議、よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。

それでは、御質問、御意見は特にないようですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 ありがとうございます。御異議がございませんので、本案件については、原案どおり議決いたします。

---

○議長 それでは、第2号議案「小山栃木都市計画区域内に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について」を議題といたします。この議案につきまして、幹事から説明をお願いします。

○幹事（栃木県都市政策課長） 第2号議案について御説明いたします。

平成22年に当審議会の議を経て、建築基準法第51条ただし書きの規定に基づく許可を取得した産業廃棄物処理施設が、今回、敷地を拡張するため、改めて敷地の位置が、都市計画上支障がないか御審議いただくものです。

タブレットで共有しております「位置図」を御覧ください。画面中央、矢印で示す本案件ですが、下野市上古山地内に位置しております。当該地の位置を赤枠で示しており、斜線部が敷地の拡張箇所になります。

第2号議案の詳細につきましては、特定行政庁の事務を所管しております栃木県県土整備部建築課長から説明いたします。

○幹事（栃木県建築課長） 建築課長の小又です。

それでは、第2号議案について御説明いたします。タブレット画面を御覧ください。

まず、根拠となる建築基準法第51条ただし書きについて説明いたします。建築基準法第51条第1項本文において、「都市計画区域内においては、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定しているものでなければ、新築し、又は増築してはならない。」とされております。また、「特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が、都市計画上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りではない。」とただし書きがされております。

次に、本案件が、この建築基準法第51条ただし書きの許可が必要である理由について御説明します。枠内を御覧ください。

建築基準法施行令第130条の2の2 第2号のイの下線部分で示す「産業廃棄物の

処理施設」の新築等で、「廃棄物処理法施行令で定める規模」を超える場合に許可が必要となります。木くずの破碎施設につきましては、廃棄物処理法施行令第7条第8号の2に掲げられており、一日の処理能力が5トンを超える場合となります。

本施設は、平成17年から処理能力において許可が不要な範囲で営業しておりましたが、処理能力を拡大するため、平成22年に建築基準法第51条ただし書きにより敷地の位置について許可を受けているものです。許可を受けた施設の敷地を拡張する場合は、敷地の位置の変更に該当することから、当該ただし書きによる再度の許可が必要となるものです。

次に、施設概要について御説明します。画面左側の「1 位置図」を御覧ください。当該地の位置を赤矢印で示しております。場所は、東武宇都宮線安塚駅から南東へ約1.2kmの下野市北部上古山地内に位置しております。都市計画上の区域は「市街化調整区域」であることから、下野市において開発許可の取得を予定しております。

周辺は主に耕作地となっており、学校、病院、福祉施設の位置については青と緑のマルで示しており、施設周辺にはございません。最も近い民家でも処理施設から約120m離れております。

騒音及び振動等に関する「生活環境影響調査」は、当初許可時の平成21年と、破碎機を入れ替えた令和4年に実施し、基準値を下回っております。本計画においては、処理能力の変更がないことから、「生活環境影響調査」は実施していません。

当該地への主な搬出入についてですが、県道羽生田上蒲生線から県道鹿沼下野線を経由し搬出入することとしております。搬出入口となる県道鹿沼下野線は、幅員が10mとなっており、運搬車両の通行に支障はございません。

なお、当該道路につきましては、近隣小学校の通学路となっておりますが、通学路の区間には歩道が整備されており、安全上の支障はございません。

また、当該敷地は、一級河川姿川の浸水想定区域に含まれておりますが、新設する工場のチップを保管する部分の床高を、想定される最大浸水深よりも高くすることから、安全上及び衛生上も支障がないものと判断しております。

次に、画面右側の「2 施設の概要」を御覧ください。本施設は、平成22年に建築基準法第51条ただし書き許可を取得し、中間処理施設として産業廃棄物である木くずの破碎処理を行っております。受け入れた木くずを破碎機により破碎し、発電用資材として搬出しております。

既存敷地が狭隘となっていることから、本計画は業務の効率化を図るために敷地を拡張し、業務を管理する事務所及び機材を格納するための倉庫、仕分け作業を行う工場の3棟を増築するものであり、処理能力の変更はございません。

画面右下「3 施設配置図」を御覧ください。既存の敷地の南側に敷地を拡張し、事務所、倉庫及び仕分け作業を行うための工場を増築する計画となっております。

排水につきましては、雨水は敷地内において浸透処理し、事務所から出る雑排水等は合併浄化槽から土地改良区排水路に放流することとしており、土地改良区の承認を得ております。

以上のことから、本施設の敷地の位置の決定については「都市計画上支障がないもの」と考えております。

第2号議案の説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの説明を踏まえまして、委員の皆様には審議をお願いいたします。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、御質問、御意見がないようですので、本案件については、原案どおり議決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 御異議がございませんので、本案件については、都市計画上支障がない旨、知事に答申いたします。

---

○議長 続きまして報告事項に移ります。報告第1号「市町村の都市計画決定について」、事務局から御報告をお願いいたします。

○幹事(栃木県都市政策課長) 報告第1号「市町村の都市計画決定について」御報告いたします。

前回の当審議会で報告させていただいた案件以後、令和6年8月19日から10月24日までの約2カ月間における、県内市町が都市計画決定した案件について、御報告するものでございます。

表に記載のとおり、壬生町で土地利用に関するものが1件、都市計画決定されております。

壬生町おもちゃのまち一丁目地区において用途地域を変更したものであり、位置は御覧のとおりです。

報告は以上でございます。

○議長 ありがとうございます。報告ということですので、事前に送付しました資料を後ほど御確認ください。

以上をもちまして、本日の議事を終了いたします。委員の皆様には御審議いただきありがとうございます。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局 大森会長はじめ委員の皆様におかれましては、御審議いただきまして大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第188回栃木県都市計画審議会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

午後2時5分 閉会